

長崎中学校課外クラブ振興会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、長崎中学校課外クラブ振興会と称する。

(目的)

第2条 本会は、長崎中学校部活動参加規定・心得に基づき、学校教育の一環として、学校管理下において行われる文化及び体育の課外クラブ活動を通して、中学生としての健全な心身の発達を図るとともに、本校の教育活動である「自ら求めて学ぶ生徒」「思いやりのある生徒」「たくましい生徒」「自信と誇りを持つ生徒」の育成を支援することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 課外クラブの運営に関する総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 課外クラブの活動の支援に関すること。
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(会員)

第4条 本会は、長崎中学校課外クラブに在籍する生徒の保護者をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 庶務 2名以内
- (4) 会計 2名以内
- (5) 監事 2名
- (6) 顧問 若干名

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指定した者が、その職務を代理する。
- (3) 庶務は、本会の庶務を処理する。
- (4) 会計は、本会の会計を処理する。
- (5) 監事は、本会の財務を監査する。

(役員を選出)

第7条 役員は次の方法により選出し、総会において承認する。

- (1) 会長及び副会長は、会員の中から選出する。ただし、長崎中学校育成会会長又は副会長を充てることができる。
- (2) 庶務は、会員の中から選出する。加えて、長崎中学校教頭がその職にあたる。
- (3) 会計は、会員の中から選出する。
- (4) 監事は、会員の中から選出する。ただし、長崎中学校育成会監事を充てることができる。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、役員が会員でなくなった場合においても後任の役員が決定するまでは、引き続きその職を務めるものとする。

- 2 役員に欠員が生じたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 3 会長は、役員の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が指名し、役員・課外クラブ代表者会で承認を得て、総会において報告する。
- 3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ助言する。
- 4 顧問の任期は1年とし、再任を妨げない。

第3章 会議

(会議の種別)

第10条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員・課外クラブ代表者会

(総会)

第11条 総会は、会員で構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。ただし、毎年春季に定期総会を招集する。
- 3 総会の議長は、会員の中から互選する。
- 4 総会は、次の事項について審議し、議決する。
 - (1) 本会の運営に係る基本方針に関すること。
 - (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (3) 予算及び決算に関すること。
 - (4) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (5) 補助金規定の制定及び改廃に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、第1項に規定する者の3分の1の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席者（代理人にその権限を委任し議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 総会は、対面方式における会議の他、書面、電磁的方法、オンライン会議システム等により開催できるものとする。

(役員・課外クラブ代表者会)

第12条 役員・課外クラブ代表者会は、役員及び各課外クラブ代表者で構成する。

2 役員・課外クラブ代表者会の会長は、会長をもって充てる。

3 役員・課外クラブ代表者会は、必要に応じ会長が招集する。

4 役員・課外クラブ代表者会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

5 役員・課外クラブ代表者会は、次の事項について審議し、議決する。

(1) 総会に付議する事項に関すること。

(2) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。

(3) 課外クラブの運営に関すること。

(4) その他会長が必要と認める事項に関すること。

6 前条第5項、第6項及び第7項の規定は、役員・課外クラブ代表者会について準用する。

(専決処分)

第13条 会長は、総会、役員・課外クラブ代表者会（以下、「総会等」という。）を招集するいとまがないと認めるとき又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第4章 運 営

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため、事務局を長崎市立長崎中学校に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第5章 会 計

(収入)

第15条 本会の経費は、会費、補助金及び寄付金その他の収入をもって充てる。

(会費)

第16条 本会の会費は、部員1人につき、1会計年度あたり1,000円とする。

2 会費の見直しは、総会の議決を得なければならない。

3 課外クラブを退部して本会会員でなくなった場合、いかなる理由であっても会費の返還は行わない。

(事業計画及び予算)

第17条 本会の事業計画及び予算については、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第18条 本会の事業報告及び決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なけ

ればならない。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 委 任

(委任事項)

第20条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、昭和63年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この規約は、平成19年5月1日から施行する。

(施行期日)

1 この規約は、平成23年5月10日から施行する。

(施行期日)

1 この規約は、令和4年5月24日から施行する。